

平成26年度 第4回臨時庁議要旨

日時：平成27年3月4日（水）
午前8時45分～
会場：庁議室

[審議事項]

1 地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る実施計画について（復興政策部・産業部）

平成26年度補正予算における地域住民生活等緊急支援のための交付金の創設が平成26年12月27日に閣議決定され、平成27年2月3日に補正予算が成立した。

エネルギー価格の高止まりなど物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に、スピード感を持っての対応するとともに、しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組みを通じて地方の活性化を促すため、地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る実施計画を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る実施計画

(ア) 消費喚起・生活支援型

地域における消費喚起を目的として、プレミアム付商品券を発行するとともに、ふるさと名物商品事業を実施するもの。

(イ) 地方創生先行型

地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化を目的として、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等を実施するもの。

(2) 今後の予定

ア 平成27年3月6日 実施計画の正式提出締切（県には3月4日までに提出）

イ 平成27年3月中旬 平成27年市議会第1回定例会へ補正予算案を提案

イ 平成27年3月下旬 地域住民生活等緊急支援のための交付金の交付決定

2 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定体制について（復興政策部）

平成26年11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、市町村においても「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について努力義務が課せられるとともに、平成26年12月27日には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施しようとするもの。

(1) 主な内容

ア (仮称)石巻市まち・ひと・しごと創生推進本部の設置

石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び進行管理並びに地方創生に関する意見をまとめるため、(仮称)石巻市まち・ひと・しごと創生推進本部を設置する。

(7) 構成

- ・本部長：市長
- ・副本部長：副市長
- ・本部員：復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会教育長、同委員会事務局長及び会計管理者

※本部に石巻市まち・ひと・しごと創生推進本部幹事会を置く

幹事会は、復興政策部長、各部の次長、各総合支所の次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長、総務部総務課長、財務部財政課長及び復興政策部復興政策課長をもって構成する。

イ (仮称)石巻市まち・ひと・しごと創生推進本部の設置

石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び地方創生に関する市民各層の意見、要望等を反映させるため、(仮称)石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を設置する。

(7) 産学金労等の市内各界の外部委員により構成

(1) 総合戦略策定後は進行管理に移行

(2) 今後の予定

- ア 平成27年3月4日 (仮称)石巻市まち・ひと・しごと創生推進本部の設置
- イ 平成27年4月頃 (仮称)石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の設置
- ウ 平成27年10月頃 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

3 仮設住宅被災者自立生活支援事業について（福祉部）

仮設住宅において、自立する方法、時期等について判断できかねている高齢者、障害者等の世帯（以下「自立困難世帯等」という。）に対し、保健・医療・福祉の専門員などを派遣し、身体や心のケアなどをはじめ、恒久住宅への早期移転に向けた情報提供、相談、手続き等の支援を行い、仮設住宅からの円滑な移転を支援するもの。

(1) 主な内容

保健・医療・福祉の資格を有する「自立生活支援専門員」と「自立生活支援員（復興支援員）」を本市が委嘱し、自立困難世帯を中心に、本市及び受託団体により包括的に次の業務を実施し、自立困難世帯が仮設住宅から恒久住宅へ円滑に移行できるように支援する。

ア 自立困難世帯等に、恒久住宅への早期移転に向けた再建支援制度やその他の行政施策情報、移転先の住まいの情報をわかりやすく提供し、相談や窓口への案内、手続き等を支援

イ 自立困難世帯等の仮設住宅での引きこもりの予防や心のケア等の健康相談、訪問による傾聴、相談等により、自立への意欲喚起と今後の方針樹立のための支援

(2) 今後の予定

- ア 平成27年3月下旬 仮設住宅被災者自立生活支援事業実施要綱制定
仮設住宅被災者復興支援員設置要綱制定
- イ 平成27年4月上旬 同要綱施行・委託契約締結
- ウ 平成27年5月 専門員及び支援員の委嘱
自立支援活動及び提供情報に関する研修
- エ 平成27年6月～ 仮設住宅被災者向け自立支援活動の開始

[報告事項]

1 復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更計画の認定について（復興政策部・建設部）

平成25年4月26日付か宮城第24号で認定された復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業関係」について、対象建築物の施設名称、用途及び応急仮設建築物活用事業期間の変更と併せ、雄勝総合支所及び民間の宿泊施設5施設を新たに対象施設として追加したもの。

(1) 主な内容

- ア 門脇小学校が石巻小学校と統合後、同校舎を災害復旧及び耐震補強工事が実施される門脇中学校として利用するため、必要な施設及び用途等を変更した。
- イ 本市応急仮設建築物について、行政庁舎、仮設校舎、診療所、病院、臨時交番、仮設店舗、薬局、コミュニティ施設、宿泊施設、郵便局等の39施設に、雄勝総合支所等の5施設を追加し、44施設とした。

(2) 計画認定日

平成27年2月18日

[その他]

1 石巻市復旧・復興事業スケジュールについて（復興政策部）

石巻市復旧・復興事業スケジュールについて、復興政策課長より報告があった。

以上